



日・米宇宙協力に関する枠組協定



背景

- 米国が提唱した将来的な火星探査を視野に入れた国際的な月探査計画である「アルテミス計画」に我が国も積極的に参加するためには、日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上が急務。
- これまでは、日米の実施機関（JAXAやNASA等の宇宙関連機関等）間で個別の協力を行うたびに国際約束を締結してきたが、より迅速に協力を実施できる新たな法的枠組が求められている。
- 2023年1月13日、訪米中の岸田総理立会いの下、NASA本部にて、林外務大臣とブリンケン国務長官が署名した。



月探査のイメージ（JAXA HP）

主な内容

- 本協定において宇宙協力に関する基本事項を規定することにより、日米の実施機関が本協定に基づき個別の協力活動を実施することができる仕組みを確立。

（協定の主な事項）

- ✓ 実施機関間での協力に関する実施取決めの作成手続
- ✓ 協力に必要な物品等の輸出入に係る税の免除義務及び手数料免除の努力義務
- ✓ 知的財産権の保護
- ✓ 損害に関する責任の相互放棄（※本協定の成立に伴い現行の日米宇宙損害協定（損害に関する責任の相互放棄を規定）を終了させる予定。）
- ✓ 自国が登録する宇宙物体及び宇宙空間における自国民等に対する管轄権の保持
- ✓ 科学的データの広報及び共有

締結の意義

- 宇宙空間における技術開発競争が活発化する中、日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上が急務。月面探査関連の大型機器の開発及び運用、日米宇宙飛行士の月面活動等、多数の計画が既に予定されている。⇒これらの個別の協力を円滑に進めるためには、本協定の早期締結が重要。